

鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と【申請団体名】（以下「乙」という。）は、鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液（以下「精液」という。）の販売について、鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液の県外譲渡取扱規程（平成27年12月18日付第201500136462号鳥取県農林水産部長通知。以下「県外譲渡取扱規程」という。）第5条第4項の規定に基づき、次のとおり契約（以下「県外譲渡契約」という。）を締結する。

（販売の内容及び精液の代金の支払）

第1条 甲が乙に販売する精液に係る種雄牛の名称、単価、数量及び販売手数料等は、次の各号に掲げるとおりとし、甲は、県外譲渡取扱規程及び県外譲渡契約に基づき乙に精液を譲渡する。

（1） 種雄牛の名称及び単価等は鳥取県畜産試験場のホームページで掲載

（2） 販売手数料は甲が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき販売を委託した者（以下「受託者」という。）と甲との間で協議の上、別に定めた金額

なお、甲は、受託者に請求、引き渡し等の業務を行わせることができるものとする。

2 精液の販売代金は、前項第1号に掲げる単価に同項第2号に掲げる販売手数料を加えた額に第2条第2項の規定により譲渡を決定した数量を乗じて得た合計金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

（譲渡申請等）

第2条 乙は、精液の譲渡を受けようとする場合は、その都度甲に対して精液譲渡申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 甲は、前項の申請を受けたときは、申請内容を確認した上で、譲渡の可否及び譲渡する数量を決定し、乙に対して精液譲渡決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（精液の販売代金の支払）

第3条 甲は、前条の通知を行った場合（譲渡を可とした場合に限る。）は、遅滞なく鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡請求書（様式第3号）により乙に販売代金を請求するものとする。

2 乙は、前項の規定による請求を受けたときには、甲が指定する期日までに販売代金を納付しなければならない。

3 乙は、前項の納付をしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 甲は、乙が第2項に規定する期日までに第1項の販売代金を納付しないときは、県外譲渡契約を解除するものとする。

（精液の引渡し）

第4条 乙は、前条第2項の納付をしたときは、液体窒素を十分に補充した精液発送容器を甲が別途指定する場所に送付するものとする。

2 甲は、前項の精液発送容器を受領したときは、精液送付書（精液販売明細書）兼領収書（様式第4号）及び家畜人工授精用精液証明書（以下「精液証明書」という。）を添付の上、当該精液発送容器により乙に精液を送付するものとする。

3 乙は、前項の送付を受けたときは、速やかに検収し、精液等受領確認書（様式第5号）によ

り甲に報告しなければならない。

(適正な管理及び報告)

第5条 乙は、県外譲渡契約により取得した精液を劣化、紛失、盗難等の事故が発生しないよう適正に管理しなければならない。

2 乙は、精液の年間使用状況について、翌年度の5月末日までに、鳥取県有種雄牛凍結精液使用報告書(様式第6号)により甲に報告しなければならない。

3 乙は、精液の在庫状況及び使用状況が確認できる台帳を整備し、5年間保管しなければならない。

4 乙は、精液又は精液証明書を紛失又は破損したときは、そのてん末を速やかに甲に報告しなければならない。

(利用の制限)

第6条 乙は、精液を種雄牛造成目的で利用してはならない。

2 乙は、精液で作成された受精卵を構成員以外の者に転売してはならない。

(譲渡の制限)

第7条 乙は、乙の構成員以外の者に、精液を譲渡してはならない。

(調査権限)

第8条 甲は、精液の適正な管理及び使用について確認するため、必要に応じて検査又は調査を行い、乙がこの契約に違反したと認めるときは、関係書類及び精液、精液証明書の提出を求めることができる。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙が県外譲渡契約の規定に違反したと認めるときは、県外譲渡契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定により県外譲渡契約を解除したときは、乙は、甲に生じた損害の賠償に加えて、違約金として100万円を支払わなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物

- 品 その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(契約期間)

- 第11条 譲渡契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和6年3月31日までとする。
- 2 契約期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙からの契約の継続を希望しない旨の書面による意思表示がない場合、譲渡契約は更に1年間自動継続し、以後も同様とする。

(契約解除等の効果)

- 第12条 県外譲渡契約が解除された場合においても、契約の解除前に既に販売された精液に対しては、県外譲渡契約はなお効力を有するものとする。

(法令による規制)

- 第13条 乙が法令により本精液を含む牛人工授精用凍結精液の譲受けが禁止された者に該当するときその他乙に精液を販売することが法令の規定に違反するときは、県外譲渡契約の規定にかかわらず、甲は、乙に精液を販売しない。

(費用負担)

- 第14条 県外譲渡契約に要する一切の費用及び第4条の規定による精液の引渡しにおいて生じた破損事故等（甲の責めに帰すべきものを除く。）に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

- 第15条 甲及び乙は、県外譲渡契約を尊重し、県外譲渡契約に定める事項について疑義が生じたとき又は県外譲渡契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもって協議を行い、その解決に当たるものとする。

県外譲渡契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙

様式第 1 号

精液譲渡申請書

年 月 日

鳥取県畜産試験場長 様

申請者 郵便番号
住 所
団体名
代表者
担当者
連絡先 TEL
FAX
E-mail

精液の譲渡を受けたいので、鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡契約書第 2 条第 1 項の規定に基づき、申請を行います。

なお、譲渡を受けた場合には下記の遵守事項を守り、適正に当該精液を管理することを約束します。

記

種雄牛名	数量	利用目的

【遵守事項】

- 1 凍結精液を組織の構成員以外に転売しないこと。
- 2 凍結精液を種雄牛造成目的に利用しないこと。
- 3 凍結精液を利用し作成された受精卵を構成員以外に転売しないこと。
- 4 凍結精液の保管状況を的確に把握し、使用状況を報告すること。

様式第 2 号

精液譲渡決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

鳥取県畜産試験場長

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった精液譲渡申請書については、下記のとおり決定したので、鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡契約書第 2 条第 2 項により通知します。

記

種雄牛名	譲渡の可否	凍結精液 1 本あたりの 価格（円・税抜）	数量 （本）	備考

※凍結精液 1 本あたりの価格には、別途手数料がかかります

様式第 3 号

鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡請求書

年 月 日

(県外譲渡契約者) 様

鳥取県畜産試験場長
登録番号：

鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり精液の販売代金を納付期限までに納付してください。納付期限までに納付が確認できない場合は、同条第 4 項の規定に基づき県外譲渡契約を解除しますので御承知ください。

記

1 種雄牛名及び数量
(種雄牛名) 本

2 金額
請求額 円 (税込) (④+⑤)

【内訳】

1 本当たりの 単価 (税抜) ①	1 本当たりの手 数料 (税抜) ②	販売する数量 ③	(①+②) × ③ ④	税率 1 0 % ⑤
円	3 0 0 円	本	円	円

3 納付について
(1) 納付期限 ○年○月○日 () まで

(2) 納付先 銀行名：
預金種別：
口座番号：
口座名義：

様式第 4 号

精液送付書（精液販売明細書）兼領収証

令和 年 月 日

（県外譲渡契約者）様

鳥取県畜産試験場長
登録番号：

鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡契約書（以下「販売契約」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり精液送付書（精液販売明細書）兼領収証を交付します。

また、県外譲渡契約第 2 条第 2 項の規定により納付された販売代金について、下記のとおり領収しましたので、併せて通知します。

記

1 送付内容

（1）凍結精液

・名 称 _____
・数 量 _____ 本
・採精年月日 _____

（2）家畜人工授精用精液証明書

・枚数 _____ 枚
・精液証明書番号 _____ ～ _____

（3）精液等受領確認書（様式第 3 号）

・必要事項を記載の上、郵送又はファクシミリにより速やかに返送してください。

2 領収内容

（1）領収金額

金 _____ 円也
（ただし、凍結精液購入代金として。令和 年 月 日領収済。）

（2）内訳

1 本当たりの 単価（税抜） ①	1 本当たりの手 数料（税抜） ②	販売する数量 ③	(①+②) × ③ ④	税率 1 0 % ⑤
円	3 0 0 円	本	円	円

様式第 5 号

鳥取県畜産試験場長 宛

【ファクシミリ： — — 】

年 月 日

精液等受領確認書

鳥取県畜産試験場長 様

住所
団体名
代表者職氏名

鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡契約書第 4 条第 2 項の規定に基づき納品された精液等について、下記のとおり受領を確認しました。

記

- 1 凍結精液
 - ・名 称 _____
 - ・数 量 _____ 本
- 2 家畜人工授精用精液証明書
 - ・枚数 _____ 枚
 - ・精液証明書番号 _____
 - ・採精年月日 _____
- 3 精液送付書（精液販売明細書）兼領収証 1 枚

鳥取県有種雄牛凍結精液使用報告書

鳥取県知事 様

(契約者) 住 所
 団体名
 代表者

鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡契約書第 5 条第 2 項の規定に基づき、販売された精液の使用状況を以下のとおり報告します。

番号	種雄牛名	精液証明書番号	種付年月日	使用目的	交配した雌の所有者		交配雌牛の名号 または耳標番号
					住所	氏名	
1			年 月 日				
2			年 月 日				
3			年 月 日				
4			年 月 日				
5			年 月 日				
6			年 月 日				
7			年 月 日				
8			年 月 日				
9			年 月 日				
10			年 月 日				
11			年 月 日				
12			年 月 日				
13			年 月 日				
14			年 月 日				
15			年 月 日				

※報告の方法は、メール又はファクシミリ等でも可能です。